

3 費用

3 給水に要する費用

3-1 水道料金

基本事項

供給規程（法第14条）

1. 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない
2. 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - （1） 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - （2） 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

料金の支払義務（条例第27条）

1. 水道料金（以下「料金」という）は、水道の利用者から徴収する。
2. 給水装置を共同で使用する時の料金は、水道の各利用者が連帯してその納付義務を負担するものとし、総代人から徴収する。

料 金（条例第28条）

1. 料金は別表第2により算出した額（月の中途において水道の利用を開始し、又は中止した場合（その用途が船舶用又は臨時用である場合及び給水装置の種別が私設消火栓用である場合は除く）にあつては、同表に掲げる基本水量の数値及び基本料金の額並びに従量水量の数値を、当該利用の期間に応じ、管理者が定めるところによりそれぞれ換算して算出した額）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

3-1-1 料金の性格

水道料金は、水の供給の対価である。水道事業者が地方公共団体である場合には、「地方公営企業の給付について料金を徴収することができる」（地方公営企業法21条）ことと規定されている。

3-1-2 料金体系

本市の料金体系は、用途別、口径別に需要種別を区分し、これに応じて基本料金と従量料金に区分して算定する方法をとっている。

表 3-1 水道料金表

種別、用途及び口径(mm)			基本料金	従量料金(1m ³ あたり)					
				1～20 m ³	21～50 m ³	51～100 m ³	101～400 m ³	401～ 2,000 m ³	2,001 m ³ 以上
専用	一般用	13	1,360 円	10 円	122 円	156 円	208 円	288 円	310 円
		20	1,800 円						
		25	2,520 円						
		40	9,000 円	122 円					
		50	19,680 円						
		75	43,200 円						
		100	90,400 円						
		150	248,200 円						
		200	511,400 円						
		250	864,000 円						
	300 以上	1,374,000 円							
	湯屋用		1,360 円	10 円	78 円				
	船舶用		—	200 円					
臨時用		—	370 円						
共用		1,040 円	10 円	102 円					
私設消火栓用		—	1,370 円						

(2ヶ月につき/税抜き)

水道料金＝(基本料金＋従量料金)×1.10(算定後の1円未満端数切捨)

3-2 給水装置工事に要する費用

基本事項

給水装置工事の申込みに際して必要な費用は次のものがある。

- 1 工事費（条例第8条）
- 2 納付金（条例第7条の2）
- 3 手数料（条例第36条）
- 4 負担金

3-2-1 工事費

給水装置工事の費用であり、申込者は工事費を負担し予納しなければならない。

（工事費の算出方法：条例第8条）

- 1 工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。
 - (1) 設計費
 - (2) 材料費
 - (3) 運搬費
 - (4) 労力費
 - (5) 路面復旧費
 - (6) 工事監督費
 - (7) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出について必要な事項は、別に管理者が定める。

（工事費の予納等：条例第9条）

- 1 給水装置工事の申込者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときはこの限りではない。
- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

3-2-2 工事監督費

工事監督費は、給水管取出しに要する監督経費である。又、断水を伴う工事については、バルブ操作等に要する費用を負担しなければならない。

① 工事監督費（断水を伴わない工事）

表 3-2 工事監督費

(税込み)

工 種		単 位	金 額
分水・分岐及び 変更工事	昼	1 件につき	6,820 円
	夜	〃	37,950 円
割丁字工事	昼	〃	26,400 円
	夜	〃	46,970 円

(1) 上記工事は上下水道局工事事務所の開庁日に実施すること。

② バルブ操作費（断水を伴う工事）

表 3-3 バルブ操作費

(1 回につき)

(税込み)

延 長	口 径	時 間	金 額
500m 未満	200mm 未満	8 時 30 分 から 17 時 まで	38,500 円
		17 時 から 22 時 まで	48,400 円
		5 時 から 8 時 30 分 まで	
		22 時 から 5 時 まで	58,300 円
	200mm 以上	8 時 30 分 から 17 時 まで	56,100 円
		17 時 から 22 時 まで	70,400 円
		5 時 から 8 時 30 分 まで	
		22 時 から 5 時 まで	84,700 円
500m 以上	200mm 未満	8 時 30 分 から 17 時 まで	73,700 円
		17 時 から 22 時 まで	92,400 円
		5 時 から 8 時 30 分 まで	
		22 時 から 5 時 まで	111,100 円
	200mm 以上	8 時 30 分 から 17 時 まで	111,100 円
		17 時 から 22 時 まで	138,600 円
		5 時 から 8 時 30 分 まで	
		22 時 から 5 時 まで	167,200 円

③ 洗管水量費

表 3-4 洗管水量費

(税込み)

延 長	口 径	水 量	単 価	金 額
500m 未満	200mm 未満	20m ³	185.90 円	3,718 円
	200mm 以上	120m ³	185.90 円	22,308 円
500m 以上	200mm 未満	40m ³	185.90 円	7,436 円
	200mm 以上	240m ³	185.90 円	44,616 円

④ 広報費

表 3-5 広報費

(1 回につき)

(税込み)

口 径	時 間	金 額	備 考
500m 未満	8 時 30 分 から 17 時 まで	15,400 円	
	17 時 から 22 時 まで	19,250 円	
	5 時 から 8 時 30 分 まで		
	22 時 から 5 時 まで	23,100 円	
500m 以上	8 時 30 分 から 17 時 まで	17,600 円	
	17 時 から 22 時 まで	22,000 円	
	5 時 から 8 時 30 分 まで		
	22 時 から 5 時 まで	26,400 円	

⑤ 事務費

表 3-6 事務費

工 事 費	算 定 方 法
10 万円未満	工事費×0.23
10 万円以上 50 万円未満	2.5 万円＋(工事費－10 万円)×0.165

工事費とは、バルブ操作費及び広報費の税抜き金額をいう。

3-2-3 納付金

納付金は、給水装置工事の新設及び改造工事によりメータ口径が増口径となるものや、共同住宅の改造で戸数が増えた場合に納付済の納付金を相殺して納入しなければならない。

表 3-7 口径別納付金

(税込み)

水道メータの口径	金 額
13 ミリメートル	48,400 円
20 ミリメートル	79,200 円
25 ミリメートル	242,000 円
40 ミリメートル	807,400 円
50 ミリメートル	1,408,000 円
75 ミリメートル	3,883,000 円
100 ミリメートル	7,931,000 円
150 ミリメートル	22,000,000 円
200 ミリメートル	44,000,000 円
250 ミリメートル	78,100,000 円
300 ミリメートル以上	123,200,000 円

工事の費用負担等（条例第7条の2）

給水装置の新設の工事又は既設水道メータの口径を増す改造の工事をしようとする者は、別表第1に定める金額に100分の110を乗じて得た額の納付金を納入しなければならない。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

口径別納付金の取扱い基準

既設給水装置の統合及び分割した場合の納付金が納付済み納付金より少ないときでも、その差額は還付しない。

3-2-4 手数料

給水装置工事の申込みに際し、必要な関係書類の審査及び工事完了後の工事検査に必要な手数料を徴収するものである。

（条例第36条）

- 1 手数料は、上記表のとおりとし、申込みの際徴収する。
- 2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

表 3-8 手数料一覧

区 分	給水管の口径	単 位	金 額	備 考
給水装置工事事業者の指定手数料又は指定更新手数料		1 件につき	10,000 円	
設計審査手数料	25 ミリメートル以下	1 件につき	2,400 円	給水管の口径が 25 ミリメートル以下の給水装置に係る改造工事のうち、水洗化に伴い給水栓を増加する工事については、徴収しない。
	40 ミリメートル	1 件につき	5,000 円	
	50 ミリメートル	1 件につき	7,200 円	
	75 ミリメートル	1 件につき	15,100 円	
	100 ミリメートル以上	1 件につき	27,300 円	
工事検査手数料	25 ミリメートル以下	1 件につき	3,100 円	給水管の口径が 25 ミリメートル以下の給水装置に係る改造工事のうち、水洗化に伴い給水栓を増加する工事については、1 件につき、1,550 円を徴収する。
	40 ミリメートル	1 件につき	5,700 円	
	50 ミリメートル	1 件につき	8,600 円	
	75 ミリメートル	1 件につき	16,900 円	
	100 ミリメートル以上	1 件につき	29,800 円	
給水装置の構造及び材質の基準適合確認手数料	25 ミリメートル以下	1 件につき	13,300 円	
	40 ミリメートル	1 件につき	26,000 円	
	50 ミリメートル	1 件につき	37,400 円	
	75 ミリメートル	1 件につき	78,100 円	
	100 ミリメートル以上	1 件につき	141,300 円	
各種証明手数料		1 件につき	300 円	

注 この表に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

3-2-5 負担金

開発行為等の負担金工事においては、契約行為により負担割合に応じて徴収する。

3-3 費用負担

基本事項

工事の費用負担等（条例第7条）

1. 給水装置工事に要する費用は、給水装置工事の申込者の負担とする。

給水装置の管理（条例第21条）

1. 水道の使用者又は給水装置の所有者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに管理者に届けなければならない。
2. 前項において修繕その他の処置を必要とするときは、管理者又は指定給水装置工事事業者が行うものとする。ただし、管理者が適当と認めるときは、水道の使用者又は給水装置の所有者に行わせることができる。
3. 第1項の規定による届出がなくても管理者が必要と認めたときは、水道の使用者又は給水装置の所有者に行わせることができる。

料金等の軽減又は免除（条例第37条）

1. 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料及び工事費その他の費用を、軽減し又は免除することができる。